

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法

律支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 犯罪被害者等は犯罪により多大な損害を被り、経済的にも困窮することが少なくないことに鑑み、日本司法支援センターに対し、刑事被告事件の手続に参加した被害者参加人に対する旅費、日当及び宿泊料の支給に当たっては裁判所と緊密に連携を図り、これを迅速に行うように指導監督すること。

二 公判期日等に出席する被害者参加人の旅費等の支給については、経済的な負担が困難なことを理由として被害者参加制度の利用を躊躇することがないよう、制度の運用状況を踏まえ、事前支給を含め適切な方策を検討すること。

三 国選被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力の要件については、経済情勢の変化等に対応してその基準額等を適時適切に改定するとともに、何の落ち度もなく被害を被った犯罪被害者等に経済的負担を負わせることがないようにとの観点も踏まえ、資力要件の在り方を検討すること。

四 犯罪被害者等を支援する観点から、日本司法支援センターの業務の在り方を検討すること。

右決議する。